

○消費者庁地方協力課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第16回「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」オンライン会議を開催いたします。私は、消費者庁地方協力課長の小堀でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

本日は、皆様、御多忙にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。本年は、コロナウィルスが蔓延している状況でございますので、オンラインでの開催となりましたけれども、90分間の予定で会議を行いますので、ぜひ実りある会議にしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

あと、カメラ撮影につきましては、冒頭のみとなりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、会議に先立ちまして、消費者庁長官の伊藤より御挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○消費者庁長官

皆様、こんにちは。消費者庁長官の伊藤でございます。

第16回「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」の開催に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃、消費者行政に多大なる御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、日本の人口は、高齢化が著しく進むとともに、2008年をピークに人口減少社会となっております。

一方で、世帯数は増加傾向が続いておりまして、結果的に見ますと、独居化、まさに消費者の孤立が非常に進んでいるという状況にあります。

特に、独りで暮らしている高齢者や障がい者の方々は、地域の中で孤立してしまいがちな存在でありまして、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、この傾向に拍車をかけております。

今後、地域の中でどのように、このような方々を見守っていくかということが、大きな課題だと認識しております。

こうした中で、様々な関係者の協働により、見守りをしていく、消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークの役割というのは、非常に大切だと思っております。

見守りネットワークの全国での設置数でございますが、令和2年9月末現在で291となっております。

昨年度の同時期に比べまして、おかげさまで、59、数が増えました。

一方で、なかなか取組が十分ではない都道府県もありまして、その取組の進捗は、ばらつきがあると思っております。

消費者庁では、本年4月に、「地方消費者行政強化作戦2020」を公表し、見守りネットワークの設置目標として、都道府県内の人口カバー率50%以上を定めました。

既に地域で活動している消費者のネットワーク、障がい者のネットワークなどと連携し、ぜひ、消費者被害に対する見守りのネットワークについても増やしていきたいと考えております。

地域の中では、既に福祉、それから、防災、防犯、様々な地域のネットワークがありますので、十分連携をしていくことも肝要かと思っております。

消費者庁としては、今年も地方公共団体に幹部が出向き、地域の状況をお聞きしながら、見守りネットワークの設置や活動の充実などの消費者行政の充実について、お願いに上がろうと思っております。

今年前半は、新型コロナウイルスが蔓延していて、出張がままならないということがございまして、活動が十分できてなかったというところがございます。やや移動についての制限がなくなってきておりますので、この際、私どももいろいろな機会を捉えて幹部が出かけて、直接地方公共団体の方、特に地方公共団体の首長さんなどに、お願いに上がりたいと思っております。

その際に、具体的な事例、実はこのような消費者被害状況があるのだというお話がありますと、相手の気持ちに非常に届きやすくなると思います。抽象的にお願いするというのではなくて、消費者安全確保地域協議会ができることによって、高齢者や障がい者の見守りネットワークが広がって助かるとか、個人情報取扱いを巡る課題について、ぜひ私どものほうから話せるとありがたいなと思っております。

皆様方におかれましては、ぜひ、日頃の活動や、うまく問題を解決できた具体例などを、この機会に御教示いただきたいと思っております。

本日、大変限られた時間ではございますが、皆様の活発な意見交換により、この会議が有意義なものになることを祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○消費者庁地方協力課長 それでは、伊藤長官は、公務のため、ここで退席となります。

○消費者庁長官 どうぞ、よろしくお願いたします。

(消費者庁長官退室)

○消費者庁地方協力課長

カメラの撮影につきましては、これ以後は、御遠慮いただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日の消費者庁側の出席者を紹介させていただきます。

消費者庁審議官の片岡でございます。

私が小堀でございます。

もう一人、課長補佐の成澤でございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、この後、消費者庁から施策を御説明させていただきました後に、厚生労働省社会・援護局の石井様から「地域の多様な主体が参加・協働する包括的支援体制の整備について」というテーマで、お話をいただくことになっております。

さらに、4月に協議会を設置された、取手市の高齢福祉課から寺崎様にもおいでいただいておりますので、設置までの取組等について御紹介をさせていただきます。

以後、順次進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、もし、資料の不備等ございましたら、お申し出いただければと思います。

なお、配付した資料につきましては、画面でも共有をさせていただきますので、そちらも御覧いただければと思います。

それでは、議題のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、消費者庁から見守りネットワークに関する施策について、私から説明をさせていただきます。お手元に資料1番があると思っておりますので、そちらを使って御説明をさせていただきます。

初めてのオンライン会議なので、多少不慣れなところがございますが、お許しいただければと思います。

それでは、私から資料に従ってお話をさせていただきます。

まず、最初のページにグラフが書いてありますけれども、これは、今回の消費者白書でも分析をしたところではありますが、認知症等の高齢者、障害者等に関する消費生活相談の特徴をまとめてあります。

文章のほうに書いてありますが、認知症の高齢者では約8割、障害者等の方では約6割が契約者と相談者が異なるといった特徴があります。言い換えれば、本人以外、御本人以外から相談が寄せられる場合が多いということです。

その背景には、被害に遭っていることに気づきにくいということがありまして、被害に気づかないということから、繰り返して被害が深刻化するということが、また、表面化しにくくて周囲が気づくのが遅れるといった特徴があります。こういったところは、やはり見守りの意義ということになっていくのだろうと思っております。

次の2ページが、消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークと呼んでいるものです。

左側に図（消費者安全確保地域協議会のモデル）が描いてあります。多くの地域では何かしらの見守りに関するネットワーク、福祉だったり、防犯だったりというネットワークがありますが、そこに、消費者行政の関係者を加えていただいて、ネットワークを作りたいと思っておりますので、この取組を、今、全国で進めているというところでございます。

右側に書いてありますけれども、箱の中、大きく2つ書いてありますが、やはり重要なのは、見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みを作るというのが、1つの大きな役割かと思っております。

そして、もう一つは、地域協議会、法的な協議会を作っていただきますと、構成員間の個人情報共有が法的にも可能になってくるということで、これによって見守りの効果を上げることができます。このような効果がありまして、我々もぜひ設置をしてくださいと、今、お願いをしているところです。

3ページの協議会の活用例ですが、例えば、福祉のネットワークでしたら、ケアマネジャーが、利用者のところへ行ったら、ちょっとおかしな契約書が置いてあったと、気づきます。このときに、消費者安全確保地域協議会というネットワークがあれば、すぐに消費生活センターのほうに相談していただき、解決につながるということになるのです。

右側の防災のネットワークでも同様に、最初のネットワークの目的が必ずしも消費者問題ではないかもしれませんが、そこで見つけた被害が迅速に解決につながるということになります。

下に個人情報を活用した見守りリストの作成という滋賀県の野洲市の例を書かせていただきましたが、法的に消費者安全確保地域協議会を作っていただきますと、例えば消費者庁が入手した悪質業者の顧客名簿を活用することが可能となり、この名簿を基に、地元のほうでリストを作っていただいて、皆で共有して、しっかりとした見守りにつなげていくという取組も少しずつ進んでいるところです。

次に4ページの資料の参考1に移りますが、一般的な流れとして、訪問先で被害が発見・相談されたときには、次の2つ目のところで黄色く塗ってあるように、消費生活センターへの相談を進めるために御本人の同意を得ることが、通常の流れになっており、以下、解決に繋がっていきます。

また5ページの資料の参考2で示しているように、この消費者安全確保地域協議会、見守りネットワークを作った場合には、左側の図にあるように、まず気づきがあって、報告と情報共有に進み、その後、3番の消費生活センターへの相談に進みます。

そのあとに二手に分かれて、左側のピンクの矢印にある通り、御本人も同意していたということであれば、そのまま進めていきます。けれども、右側、本人の同意がない場合や、本人に余り相談したいという意思がない場合でも、消費生活センターに状況を伝えることができるので、この仕組みを使って解決につなげることができます。

そのため、もともと福祉や防犯等のネットワークがある地方公共団体にも、消費者安全確保地域協議会を作ってくださいと、お願いをしております。

7ページをご覧ください。少し具体的な例を挙げさせていただきますが、埼玉県吉川市の例をご紹介します。

もともと、要援護者の見守り活動を行う福祉のネットワークとして運営されていたところに、下に消費者被害に関する見守りが追加された事例です。福祉の見守りにおいても消費者トラブルの増加などが問題視されていたということでした。消費者被害を見つけたのはいいけれども、そのあとどうしたらいいのだろうという問題が発生するわけです。消費者被害の見守りネットワークがあれば、消費生活センターに、被害の報告なり相談なりを

していただくことで、解決に向けた道筋がはっきりします。福祉の関係者の皆さんにとっても、やりやすい環境になるのではないかと考えております。

下のほうの箱の中に書いてありますが、箇条書きの2番目の「『吉川市要援護者見守りネットワーク事業要綱』に『消費者安全確保地域協議会』の機能を兼ねる一文を追記」と書いてあります。率直に言いますと、手続的にはそんなに複雑なものではありません。このように追記していただくことができるというものですので、それほど大掛かりな、手続が要るというものでもないと思います。

それと、8ページの東京都板橋区の事例は、防犯が目的で組織されていまして、そこに、特殊詐欺悪徳商法対策専門部会、下のほうに赤く丸で囲ってあるようなところを、地域協議会として、法定化したというものです。

こちらもグループの中にいる構成メンバーは、多少先ほどの吉川市の例とは違いますが、このような地域協議会の作り方、または立ち上げ方もあるということです。

その後、資料9ページに見守りネットワーク設置自治体一覧に移りますが、現在、先ほど長官の挨拶の中でもありましたように、設置自治体が291ということにして、随分作っていただいたとも言えますが、一方で、総自治体数の1,788にはまだまだ届かないので、引き続き、皆さんとともに設置に向けた活動をしていきたいと考えています。

そのために、消費者庁の施策としましては、10ページの「地方消費者行政強化作戦2020」の中でも政策目標4として、見守り活動の充実、協議会の設置を挙げております。

それで、まだまだ都道府県別に取組のばらつきがあり、設置市町村の都道府県人口カバー率においても、地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する都道府県内人口カバー率においても、高くないので、協議会設置のお願いは引き続き、我々のほうからしていきたいと考えております。

スライド13ページにありますように、消費者庁でも、新しい今年度からの取組として、消費生活協力員、協力団体の養成事業と、専門の講座を今年度立ち上げる準備をしているところです。本日、御出席の皆様も、地域で受講希望の声があれば、ぜひ積極的に参加してお話を聞いてみていただければと思います。

最後のスライド14ページになりますが、財政的な支援として、消費者庁では、地方公共団体への強化交付金の中で、地域協議会の構築等を進める地方公共団体への支援を行っておりますので、ぜひ、地方公共団体の皆様には、活用していただき、取組を進めていただければと思います。

制度ができて数年が経ったところで、まだまだ設置をお願いする段階も終わってはいないですが、いかにうまく機能していくかという次の中身の段階も考えていくところに来たという印象もございます。本当に皆様方の良い事例、うまくいっている事例を横展開させていただき支援をするなど、我々もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。どうもありがとうございました。

それでは、続いて資料の2番になります。

本日は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐の石井様より「地域の多様な主体が参加・協働する包括的支援体制の整備について」を、お話をいただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室課長補佐

皆様こんにちは。厚生労働省 社会・援護局地域福祉課の石井と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

簡単に自己紹介だけさせていただくと、私はもともと障害分野の保育士として現場で働き始めました。障害を持っていても持っていなくても、子ども達は成長し、大人になり、いつか高齢者になるということで、障害（児）者の支援から高齢者の支援へと移り、平成28年からは厚生労働省老健局という介護保険を所掌する局で、地域包括ケアシステムの構築に携わり、令和元年から現在の社会・援護局に異動し、地域共生社会の実現に向けた取組に携わっています。

今日は、多様な主体が参加・協働する包括的支援体制の整備についてお話させていただくのですが、地域の多様な主体が参加するということは、暮らしを構成する、より多くの方々に関係者として参加していただき、協働していただくことが重要になります。皆様方の活動である、この見守りネットワークと非常に親和性が高いものだと思っています。

どうやるかというのは、かなり地域の実情によって違いますので、やり方が異なってくるかと思ひます。そのため、「どうやるか」ということも重要ですが、「なぜやるか」ということを、関係者でいかに共有していくかということが重要になってくるのではないかと考えております。

それでは、1ページをお開きください。

「2040年を展望した社会保障改革の新たな局面と課題」というタイトルがございますが、左側の人口構造の変化を見ていただくと分かるように、2025年までは高齢者が急増していく、これは皆さん御承知のことかと思ひます。

その後、2025年を過ぎ、2040年あたりに掛けて、新たな局面を迎えます。どのような局面かという、高齢者の人口の増加は少し緩やかになります。増えてはいきますが緩やかになっていく、急増するわけではない。

では、どこが課題となるのか、15歳から64歳の生産年齢人口が急減していく。高齢者の急増から、現役世代の急減という局面と課題が生じます。現役世代が減るということは、真ん中の段のように就業者数が、がたがたと減っていきます。今後、医療や福祉のニーズ高まっていくため、こうしたニーズの伸びにも対応していく必要があります。

では、今後どうしていくのか。厚生労働省の政策の大きな柱は、大きく2つあります。1つ目は、高齢者だけでなく、誰もが多様な就労や社会参加ができるよう促進し、健康寿命の延伸を図る。2つ目は、テクノロジーの進化がめざましいので、ICT、AIといった技術等をうまく活用しつつ、生産性の向上を図るということを考えています。

こうした大きな社会変化の中で、地域共生社会に向けた取組の実現という取組がスター

トしています。この地域共生社会の実現に向けた取組が、どのように進んできたかという
と、平成27年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」というものをお示ししてい
ます。

これは、中段の背景の部分に書いていますが、日本の人口が減少する中で高齢化が進み、
人々の暮らし方も変化している中で、福祉ニーズも多様化、複雑化をしています。一つの
世帯の中に、様々な障害、孤立した環境、経済的な困窮、いきづらさ等の複雑に絡み合っ
た課題が生じやすくなっており、「消費者被害」という状況の中にも、課題や背景になるよ
うな因子がいろいろと隠れている可能性が高いと思われます。

そう考えると、世帯単位で見ていくことや、分野横断的に支援を展開していくことが重
要になり、包括的な支援体制、一体的な支援が重要になるのではないかという提案が行わ
れ、早期の気づきや緩やかな見守りを促進するために、地域住民の参画と協働を図り、誰
もが支え合う共生社会の実現を目指すといった方向性を示しました。

次の3ページ、閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の
実現が含まれており、福祉分野だけ、厚生労働省が進めているだけの施策ではなく、地域
共生社会の実現は日本全体のビジョンの一部として動いていることになります。

次の4ページ、「地域共生社会がどういうものかよく分からない」とよく聞かれますが、
こうしたイメージ図でご説明しています。

制度は歴史的に分野ごとの縦割りに作られ、支援が提供される中で支え手や受け手が二
分化して捉えられることが多いという現状があります。「あなたは認知症の確定診断を受
けたので、支えられるだけの人です」と。そんなことは全くないわけです。その方と誰か
が交流することでたくさんの気づきや心の豊かさが育まれたりすることも多いでしょう。
例えば認知症の方と子ども達が交流する中で、「私はできるけど、それがうまく出来ない人
もいる。気がついたことをちょっと手伝ってあげたら、とても笑顔で喜んでもらった。周
りの人たちから褒められた。」などといった経験は、その子どもにとって「自分の存在が誰
かに役立っている。」といった自己有用感につながっていきます。何らかの支援を受けなが
らでも、ときには支え手になることも可能であり、そういった機会を増やしていく視点も
重要です。当事者や地域住民も含めた多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分
野を超えてつながっていく、これが地域共生社会の理念ということになります。

この地域共生社会の実現に向け、今年6月に社会福祉法の改正を行いました。3年前、
前回の改正の中でも、地域福祉の推進を主軸として盛り込んでいます。この地域福祉の推
進は、地域の中で起きていることや様々な課題を、地域住民も含めて「把握」して、「連携」
して、「解決」していく。それを誰が進めていくのか。市町村がと明記されています。市町
村が旗振り役となり、地域住民や福祉関係者らと協働し、包括的な支援体制づくりに努め
る旨が規定されています。

この包括的な支援体制とは、住民の地域福祉活動への参加を促進する環境の整備や、地
域で生活するうえでの課題について総合的に相談に応じ、分野を超えて連携して支援して

いくという連携強化等を指しています。

こうした前回の法改正ののち、モデル事業を実施し、いろいろな地域の中で、いろいろな実践が生まれています。

次の6ページでお示ししているように、秋田県小坂町という5,000人規模の町では、町役場の窓口の中に、複数分野の機関をまとめています。ここで何でも相談を受け付けて、必要な機関につないでいくという取組です。どこに相談したらいいか悩まず、何らかの気づきから相談につながりにくい環境を整え、すぐに対処できるような仕組みになっているということです。

図の右側、三重県名張市においては、市役所の中に直営の基幹型地域包括支援センターがあり、そこが司令塔になって複数の課にまたがるような相談を、それぞれの課の中に配置されたエリアディレクターと調整を進めていく仕組みにしています。また、市民が暮らす地域との距離を縮めるため、小学校区単位で「まちの保健室」を設置し、住民に身近な場所で相談がしやすい環境も整備しています。

小坂町と名張市の仕組みが異なるように、地域の実情に応じていろいろな体制整備のやり方があり、一律ではなく、自治体ごとの柔軟で創意工夫を活かした取組が重要ということです。

共通しているのは、どこかに相談をすれば、切れ目なく、取りこぼすことなく、しっかりと支援につながっていくという体制を整えているということです。

ただ、こうした取組を公的な財源を使って行う場合には、本来の目的以外に財源を流用しているという誤解を生まないよう、タイムスタディを行う等の事務負担が発生してしまい、住民からの相談に何でも応じるために作った分野横断的な窓口を元通りの体制に戻すという選択を行った自治体もありました。こうした制度による財源等の制約がハードルになってしまい、地域の実情に合わせた取組を阻害してしまうことも生じています。

そうした状況を打開していくため、昨年度は「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を開催し、有識者や自治体や支援の現場の方々等と法改正に向けた検討を重ねてきました。

検討会の中でどういうことが議論されてきたかという、資料の9ページにあるように、人口減による担い手の不足が進むとともに、地域における人と人とのつながりが希薄化している現状があります。こうした現状を解消していくためにも、下段に書いてあるように「人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境整備」を進めるといったのが、包括的な支援体制を整備するにあたって、最も重要な部分になっていきます。

また、今後の支援のアプローチとしては、左側にある「課題解決を目指すアプローチ」、これは原因等が明確で対処が求められる場合、例えば、膝の機能に障害があり、何かができなくて困っており、制度に結びつけることで解決が見込まれる場合等です。

しかし、すぐに解決できる課題ばかりではないので、誰かが緩やかに見守り、つながり続け、何かがあれば必要な機関につながっていくような関係性も地域の中にしっかりと作

っていかないといけないのではないか。専門職種が提供するサービスだけ全てが事足りるわけではなく、住民の方々も含めた、ライフラインに関わる業者、新聞配達員、スーパーの店員の方々等の暮らしを構成する地域の関係者が現状を共有し、何か気づきがあったときにはキャッチアップされ、早期に相談につながっていくようなことが必要ではないかということが提言されています。

次の11ページですが、左側の伴走的支援といった専門職等が提供する支援に加えて、地域で身近に暮らす住民の方々の気かけ合うような関係性の育成が必要であること。そうした人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎になっていくのだということ。また、そうした小さなネットワークが積み重なっていくことで、重層的なセーフティネットが充実していくのだということ。人と人とのつながり、小さなネットワークを一個にまとめてしまうのではなく、幾つものネットワークを重ねていく、たくさん作っていくことが重要だと話し合われました。

次の12ページ、地域で暮らすことを支援するためには、いろいろな機能が必要であり、これらの機能を整理すると、3つに大別されました。1つ目は、相談支援、どこに相談してもしっかりつながっていくことが必要です。2つ目は、受けた相談が解決に結びつくことも重要ですが、すぐに解決することばかりではないので、地域とつながっていくような社会参加、参加の支援も必要になります。3つ目は、暮らしの基盤となる、地域づくりに向けた支援です。大きく社会が変化する中、行政も、地域住民、専門職の方々も関係者全てで方向性を共有しつつ、さらに関係者を増やしていくということが重要です。関係する人々の数が増え、いろいろな人の目が利くようになり、誰かが変化に気づいて、早期に相談支援につながっていくといった循環するような環境を一体的に作っていくことが重要ではないかということというが議論され、これら3つの支援を一体的に行うことが提言されています。

それに加え、プラットフォームも必要だろうという提言も行われました。ここでプラットフォームは、いろいろな機会とか場のことを指すのですが、福祉の関係者や行政機関や、NPO法人や社会福祉法人、企業の方々等、これまでに関わりが薄かった方々も参画し、協働した地域づくりを進めるためのプラットフォームをイメージしています。

久留米市の事例では、障害を持った人たちを受け入れられるような地域をつくっていきたいという福祉分野発信の地域づくりの活動と、若いお母さんたちが「子育てをしながらでもワクワクドキドキしながら暮らせる久留米市にしていきたい」という思いを持った活動が出会い、化学反応が起きて、活動と活動がリンクした新たな取組が展開されています。15ページに出会い・学びのプラットフォームと書いているように、「出会い、気づき、次のアクションが生まれる」といった場や仕掛けが地域にあることが望ましいと考えています。

こうした検討会での取りまとめが、今回の社会福祉法改正に基づく重層的支援体制整備事業の創出の基礎になっています。参考資料として付けていますので、是非お時間のある時にお目通しください。

この重層的支援体制整備事業は来年度、令和3年4月から施行されます。この事業の枠組みとして、先ほどお話したように、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するような事業になっています。

16ページの2つ目に書いているように、この事業は全国一斉に始まるのではないということです。任意事業として、「分野を超えて取り組んでいきたい。」という積極的な自治体から、手挙げ方式でスタートしていきます。

なぜ手挙げ方式かという、この事業を実施するためには、関係する人々が理解をしている必要がある。自治体の内部の職員もちろんのこと、事業者や住民の方々もそうです。しっかりと話し合うプロセスを重視し、方向性を共有しながら進めていくことが重要です。

この事業へ手挙げした自治体は、右下に書いてありますが、財源の流れが変わります。既存の高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮の4分野で、相談支援と地域づくりに関わる事業の財源を一体的に交付することにより、市町村が財源を一体的に執行できるようになります。

先ほどお話した「財源を目的外に流用しているのではないか」と問われる不安なく、地域の実情に応じて、柔軟で創意工夫を活かし、一体的に事業を展開できるような仕組みになっています。

次の17ページの資料では、法律的な建て付けとして、3つの支援を一体的に行うため、この1号、2号、3号の3つが、相談支援、参加支援、地域づくりに関する部分になっています。それに続く4号、5号がアウトリーチに通じた継続的支援、多機関連携事業となり、1号から3号の3つの支援を補うものとして書かれています。

次の18ページの中段に、市町村が事業を展開するうえで留意すべき事項として、しっかりいろいろな関係者の方と合意形成したうえで進めていただくことが重要です。また、重層的支援体制整備事業を始めたから、既存の住民の方々の活動をこの事業に取り込むといった考え方ではなく、住民活動を阻害しないよう、応援する形で進めることが重要であることも明記しています。

次のスライドの多機関協働事業のネットワークの中に、皆様方の活動である消費者相談も入っています。もちろん高齢者が増えているということもあるのですが、冒頭から皆さんにお話しさせていただいたように、相談には、いろいろな入り口があります。消費者相談として入ってきたことから違う課題が見つかっていくこともありますし、違う課題から入っていったことから、消費者被害が見つかることもあるということです。そのため、支援ネットワークの強化、地域住民や企業等も含む、より多くの地域での暮らしを構成する関係者での連携強化が重要だと考えています。

重層的支援体制整備事業については、今回だけではお話し切れませんので、検索エンジンで「厚生労働省 地域共生 全国担当者会議」で検索していただくと、公表資料をご覧いただけます。今後も、皆様と一緒に協力できる機会があれば嬉しく思います。

こうした市町村ごとの地域実情に合わせた支援体制整備に取り組むプロセス、特に地域

づくり事業の展開によって、地域の方々の気づきが生まれやすくなります。その気づきを支えられる支援ネットワークも必要になり、解決した後もつながり続け、その後を見守り、必要時にはまた相談につなぐことが必要です。

そのため、皆様の取り組む見守りネットワークと親和性が高く、大きなすごい武器になると思います。

市町村には、平成29年の社会福祉法改正により、包括的な支援体制づくりに努めるという義務があり、何らかの取組が行われていますので、そういった中に参画いただき、一緒に活動していただければ幸いです。

御清聴ありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

石井様、ありがとうございました。まさに地域のつながりの可能性を感じることができたと思います。新しい施策も、また、御紹介いただきまして、大変有意義でございました。ありがとうございました。

それでは、資料3になります。取手市高齢福祉係長の寺崎様より「茨城県取手市における消費者安全確保地域協議会の設置について」のお話を伺います。

それでは、よろしく願いいたします。

○茨城県取手市高齢福祉課係長

私のほうから資料ナンバー3について、20分ほど、御説明させていただきます。

資料の2ページ目を御覧ください。

消費者安全確保地域協議会設立の経緯についての説明は、資料の3ページ目になります。

まず、私どもの市の設立の経緯について話しますと、成年後見制度利用促進法が4、5年前に成立したことがきっかけとなりました。

成年後見制度利用促進法の施行によって、それぞれの市区町村に成年後見制度利用促進審議会を設置して、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、中核機関（家庭裁判所等との連絡調整）を設置することが、来年度末までに全国の市区町村に求められていたところになります。

それを踏まえますと、やはり、専門職の中でも弁護士・司法書士・行政書士といった司法関係者との連携が非常に重要になってくると考えております。

資料の4枚目を御覧ください。

私どものやり方「権利擁護支援の特徴」について説明しますと、そもそも平成28年度に、司法・福祉関係者とのネットワークを構築しましたが、その4、5年前に同様の形のネットワークが、既にあったそうです。成年後見制度に限らず、消費者被害等の相談という形で、ネットワークがありました。

その中で、やはり認知症、高齢者に対する相談が非常に多いということもありましたので、成年後見人制度が、年々重要性を増しました。

ケース会議（地域ケア個別会議）に成年後見人候補者として、弁護士とか、司法書士の方に同席をしてもらい、事前に成年後見人として受任可能かどうかあわせて検討するという形をとっておりました。

スライドの5枚目になります。

「成年後見制度利用促進審議会条例」を、平成30年12月議会において、まず制定しまして、成年後見制度の利用促進の重要性が増したため、昨年平成31年度から実施しました。スライドの6枚目になります。

消費者被害の問題もありますので、成年後見制度利用促進審議会のメンバーに、消費生活センター長を、この審議会のメンバーとして、選定させてもらいました。

スライドの7枚目になります。

まず、効果的な取組を進める上で、重要なこととして、成年後見制度利用促進審議会のメンバーに、消費生活センター長を加味したところですが、やはり我々もともと個別ケース会議等を通じて、消費生活センターのほうからも相談という形で、認知症、高齢者の方々の相談が結構ありました。

障害関係と高齢関係と、あと消費生活センターとのネットワークが、もともとできていたため、消費生活センター長を、その成年後見制度審議会メンバーに加えました。

昨年度、成年後見制度の審議会を開催していく中において、今年の6月に、厚生労働省社会・援護局のほうから、「消費者安全確保地域協議会の設置の手引」が通知されてきました。成年後見制度に係る協議会と、消費者安全確保協議会が、かなり性質的に似通っているということもありましたので、私どもは成年後見制度の利用促進連携協議会と、消費者安全確保地域協議会を、併せて組織化していく形で、成年後見制度利用促進審議会の中で了承してもらいました。

資料をおめくりいただきまして、8ページ目、9ページ目を御覧ください。その中で、消費者安全確保地域協議会の構成メンバーをこちらに記載しております。

消費者安全確保地域協議会（成年後見制度協議会）の構成メンバーとして、まず、弁護士、司法書士、行政書士にはもちろん入っていただきまして、あと、そのほか特徴的なのが3番目の「市民団体」で、私どもの市のほうで、「NPO法人とりで市民後見の会」の団体もありましたので、加味させてもらいました。

あと、4番の「その他」ですけれども、地元の金融機関、警察署のほかに家庭裁判所にも参画してもらっているという状況になります。

資料をおめくりいただきまして、スライドの10枚目になります。

こちらは、あくまでも、来年度からのイメージ図になっております。消費者安全確保協議会について説明しますと、まず、成年後見制度の中核機関というのが真ん中にございまして、その中に消費者安全確保地域協議会として、消費生活センターが事務局となるというところがございます。

資料の左のほうを説明しますと、消費者庁等から、消費者被害のデータをもらうという

ところが、①提供依頼、②情報提供に当たり、資料の右側にある介護保険の台帳とか、例えば精神障がい者の台帳とかを情報管理課と協議して、③突き合わせていくことを、令和3年3月末までに検討していきたいと考えております。

その中で見守りリストの作成と、見守りリストの活用を、来年度以降、やっていきたいと考えております。

資料のスライド11枚目になります。

「消費者庁等からの情報提供に向けた今後のスケジュール」を説明いたします。まず、真ん中のところを御覧ください。

消費者安全確保地域協議会について、こちらは、11月と1月、3月で、消費者庁等からの情報提供を具体的に検討していくということを考えております。

一番下になりますが、あくまでも個人情報の取扱いが、どうしても出てきますので、情報管理課（個人情報取扱い所管課）の部局とも必要に応じた会議を行い、あと個人情報審議会とも、開催していく必要があることも考えております。来年度、消費者庁等からのデータをもらいまして、実際の見守りリストを作成して運用していく形で、来年度以降やっていきたいと考えております。

スライドをおめくりいただきまして、資料の13ページ目になります。こちらは、最近の事案になります。実際に消費者被害のほうから、成年後見制度に結びついた事例です。

スライドの13枚目の左側、まず、この方御本人が、あくまでも在宅で独り暮らしを希望しておりましたが、競馬商法の借金、ギャンブルによる借金を結構されていたという事案になります。

その方の民生委員が見つけてくれた事案で、民生委員が、身近にある地域包括支援センターに相談に来たという事案になります。

その地域包括支援センターが、消費生活センターにも相談をしました。先ほど申し上げた、在宅での一人暮らしの方に身寄りが見つからなかったため、私どもと成年後見人の受任調整を協議する地域ケア個別会議をさせてもらいました。

その会議の中で、弁護士にも入っていただき、消費者被害の回復と共に、成年後見人の受任が可能かどうか併せて検討することを、行ったという事案になります。

その後、家庭裁判所に、成年後見の市長申立を行いました。

そうした形でやりますと、家庭裁判所の決定もすごく早く、申立てから実際に決まるまで、30日ぐらいで決まったという事案になりました。

成年後見人となった弁護士に入っていただきまして、家賃滞納の債務整理と、生活保護の受給と、介護認定を受けまして、住宅型有料老人ホームの入所に繋がりました。

以上、競馬商法による被害から成年後見人制度に結びついた実例として御紹介させていただきました。

私からの説明は、以上となります。御清聴ありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

寺崎様、どうもありがとうございました。

着々と進められているということで、私ども消費者庁のほうも協力させていただきながらやっていきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。

それでは、議題のほうは、続きまして資料の7になりますが、事前に今回、皆様にアンケートを実施させていただきました。

今日は時間の関係で一つ一つ御紹介できませんが、皆様方におかれましては、この1年間、積極的に御活動、御協力をいただきまして、この場をかりて御礼を申し上げます。

いろいろな発表の中でも、役所だけではなく、団体の皆様、事業者の皆様、見守りネットワークの輪の絵が出てくると、必ず皆様のお名前が出てくるので、引き続き御協力をお願いいただければと思います。

その中から、本日は、3つの団体の方から、それぞれ3分、ちょっと時間が短くて恐縮でございますが、取組について御紹介いただければと思っております。

まず、最初に資料の4番になりますけれども、一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事の新地様から御紹介をお願いできればと思います。

新地様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事

高齢消費者障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会の活動の周知について、私共が自協会会員向けに行っている内容、これについて案内をとということでしたのでご報告させていただきます。私共の協会メールマガジン等の資料を、今回提出させていただきました。

当協会は約3万人会員がおりまして、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめ、高齢者等の相談支援やマネジメントの専門職として全国に我々の仲間たちが介護支援専門員（ケアマネジャー）という立場で、大変いつもお世話になっております。

会員向けに、有益な情報配信を目的として、メールマガジンのほうを定期的を送っているところです。月に2、3回ほど、様々な情報をこのように取りまとめて送ります。

また、ホームページのURLもついておりますのでご参照ください。1枚目にも、認知症サポーター養成講座の受講案内とありますが、こちら情報提供として配信しております。

資料4-2につきましては、見守りガイドブックの公表についての情報発信、情報提供をいただきました際にも、これを書面とURL等も載せて会員向け、携帯電話アドレスやパソコンのアドレスに届くように設定がなされていますので、これを月に2、3回の不定期メールマガジンということで発信しております。

これらを個人会員以外に各都道府県支部事務局にも配信、共有することで地域の地域協議会等とも連携が図れて、研修にも合同参画など行っている支部もあると報告を受けております。

3つ目の4-3は、当協会のホームページがございますので、こちらにも掲載させてい

ただいて、会員専用のページで見られるようになっております。

ここ近年は、SNSも情報発信の1つに加えましたので、フェイスブック、そちらのほうも活用して記事を掲載して、これは会員以外どなたでもグローバルに閲覧いただけるような仕組みを構築して、情報を配信しているところです。

以上でございます。

○消費者庁地方協力課長

新地様、ありがとうございました。

我々の見守りガイドブックも御紹介いただきまして、ありがとうございます。

いろいろ実際の行動にも結びついていただいているようで、大変ありがたく思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

○一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事

ありがとうございます。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。続きまして、資料の5番になりますけれども、一般社団法人全国地方銀行協会業務部部长代理の斉藤様からお願いいたします。

斉藤さん、よろしいでしょうか。

○一般社団法人全国地方銀行協会部部长代理

それでは、お手元の資料5に基づきまして、御報告をさせていただきたいと思います。

このたびは、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

短い時間ではございますけれども、私ども協会、地方銀行各行の高齢消費者、障害消費者の対応などにつきまして、必ずしも消費者目線の報告ではないかもしれませんが、御参考までに御報告をさせていただきたいと思います。

お手元に3枚ものの資料があろうかと思っておりますので、まず、その1つ目「地方銀行各行の主な取組み」ということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

「高齢者・障がい者対応への取組み」ということで、地方銀行各行では、営業店への設置などに関する「ハード面」と、それから、行内周知や行員の対応力向上のためのソフト面の2つの側面に取り組んでいます。

ハード面のほうといたしましては、営業店の入り口におけますスロープの設置、一部では可動式スロープも設置しているといえます。

また、車椅子についてもカウンターを利用して、利用しやすいものにしたたり、記帳台の設置などを行っているということでございます。

そのほか、高齢者用カウンターの設置であるとか、入り口からATMまでの視覚障がい者誘導ブロック、こういったものの敷設、コミュニケーションボードなども店頭で配置している店舗もございます。

各地方銀行におきましては、前向きに取り組んでいるということではございますけれども、その取組につきましては、当該店舗の固有の店舗立地条件や経済的な理由などから、

特にハード面では、全ての営業店等で必ずしも同様な取組になっているわけではないという事を御理解いただければと思います。

また、右側のソフト面のほうを御覧いただければと思いますが、高齢者、障がい者に配慮いたしました取組に関する行内文書を行内で周知することを行っていたり、また、営業店の事務取扱方法を記載した行内マニュアルにも記載しています。

こうした行内周知の取組のほかに、銀行によっては、Eラーニング、ビデオ視聴、こういったものを取り入れ、様々な研修を実施しています。

研修のほうでは、視覚障がい者協会からの講師の招聘、視覚障がい者体験、聴覚障がい者体験、車椅子体験、高齢者体験といった疑似体験プログラムも実施しているところもございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

視覚障がい者等対応ATMということがございます。

ハンドセット付ATMを多くの銀行が設置しているほか、文字拡大機能付や画面コントラスト調整機能付のATMの設置などに取り組んでいるということがございます。

また、ATMの機器更新時には、こうした機能のあるATMの切り替え、こういったことについても銀行内でも検討を行っているといえます。

続きまして、その右側にあります聴覚障がい者等対応です。

営業店では、筆談、コミュニケーションボード、手話通訳による対応を行ったり、難聴者向けスピーカー、助聴機などを配置いたしまして、聴覚障がい者のお客様に対応しているという状況でございます。

2番目に、当協会の最近の取組ということで、特徴的なものを御紹介させていただいております。

営業店窓口の個人取引担当者向けの冊子ということで、高齢者、とりわけ認知症高齢者への対応について解説した冊子を年度内に作成する予定で、現在、準備を進めている状況でございます。

このほか、当協会の頭取級の会合であるとか、次課長級の会合でも多様化する高齢顧客のニーズに応じた取組を行っている金融機関の事例を情報収集、研究いたしまして、会員各行のほうに情報提供する活動も行っています。

それでは、最後の3ページ目を御覧いただければと思います。

これは、私ども全国地方銀行協会、会員銀行の御紹介でございます。この資料は、十八銀行と親和銀行の合併前に作成したものでございますので、64行となっておりますが、注記にありますとおり、現在、2行は十八親和銀行ということで合併しております、当協会の会員数は63行ということがございます。

簡単でございますが、私ども地方銀行64行の取組につきまして、御報告をさせていただきました。報告は、以上でございます。

このたびは、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

斉藤様、ありがとうございました。

ハードだけではなく、ソフトの面でも大変充実した取組をしていただいているということで、引き続き、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○一般社団法人全国地方銀行協会部長代理

ありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

それでは、最後、もう一方になります。資料の6番になります。日本生活協同組合連合会組織推進本部の前田様から、よろしく願いいたします。

前田様、よろしいでしょうか。

○日本生活協同組合連合会組織推進本部地域・コミュニティ担当の前田と申します。

では、私、日本生協連の前田から御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私ども、生協、COOPの全国組織といたしまして、主に今回は宅配事業のインフラを用いた活動に着目し報告をさせていただきます。

生協は、地域ごとに事業や活動を行う生協がそれぞれ存在しています。全国に生協に加入いただく組合員は約2900万人おり、全国の世帯の約3分の1が加入していただいているということになっております。

今回は、スライドにあります、地域の生協の宅配事業での取組事例を報告させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

今回、コロナ禍ということで、私ども生協も様々な影響を受けまして、やはり、皆さん、出かけることがなかなかできなくなったということで、一番上に記載の宅配事業は需要もひっ迫し大きな影響を受けたところです。今回は、宅配事業のインフラを用いて、消費者の方にアウトリーチ的にアプローチをした事例を3点ご報告したいと思います。

次のスライドをお願いいたします。

コープこうべという生協の取組事例です。やはり、コロナが始まりまして、消費者被害が出てくるということを受けて、県と兵庫県の消費者団体連絡協議会からの要請を受けまして、やはり買いだめ抑止ですとか、便乗した悪質商法の注意を促すチラシ配布を依頼されました。

コープこうべの宅配事業は、毎週49万世帯に、ご利用いただいています。宅配のインフラを活用いたしまして、4月の中旬、大体1週間でお届けをしていくというのが通例なのですけれども、その中に、下に書かせていただいているようなチラシを封入いたしまして、情報発信を行ったということが、まず、1点目の事例です。

では、次のスライドをお願いできますでしょうか。

こちらは、福岡県にございますエフコープ生活協同組合の取組です。すみません、事例

の表記が③となっておりますが、②の間違いでございます。おわびして修正します。

こちらのほうは、以前、2017年から福岡市と協定を結ばせていただいております。消費者・組合員を悪徳商法から守るために、消費者の組合員も一緒になりながら、街頭で注意喚起の取組を行っています。通常は宅配事業の他に夕食の宅配ということで、お弁当ですね、こういったものを高齢の方にお届けするという事業を行っており、そこで平時から見守りの取組ということを行ってきておりました。

今回、コロナになったことを受けまして、こちら市からの要請を受けまして、下に記載をさせていただいておりますような消費者庁や、他省庁と一緒に作成されたデータを活用し注意喚起させていただいております。例えば、エフコープが運用しているフェイスブックページがあり、そちらのほうで注意喚起を実施しています。

こちらが事例の2つ目でございます。

最後、3つ目のほうで、次のスライドをお願いできますでしょうか。

こちらが、やはりコロナの中でありながら、皆さんも記憶に新しいところで、令和2年の7月豪雨の災害が全国的に発生いたしました。

これも先ほどの福岡県のエフコープの事例でございますけれども、こちら県下で大きな被害がございまして、こちらのほうは、県のほうからの要請を受けまして、豪雨災害に乗じて悪徳な商法というのが発生するという懸念があるということを受けまして、左下に記載をさせていただいておりますような、こういった悪質な商法に御注意くださいと、188の番号も記載いただいたチラシを配布することに協力いたしました。

具体的には、県外から支援物資として、右下にございますようなタオルをたくさん生協のほうにいただいております。その中に、これを地域の人にただ単純に渡すだけではなくて、このチラシを一緒に入れていただいた上で、支援物資としてお渡ししました。支援物資であれば、被災者の方もちゃんと目を通していただけたらというところで工夫をしたということでございます。

やはり、エフコープは、先ほど、2つ目の事例にもございましたように、ふだんから平時の取組を幾つかやっておりましたので、こういったところの工夫が、災害時にもできたのかなと思っております。

これが、全国の生協の至るところでも、こういったことが行われているわけではございませんが、こういった先進的な事例を活用いたしまして、私ども生協としても、こういった消費者の見守りの取組を進めてまいりたいと思っております。

御清聴、どうもありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

前田様、ありがとうございました。ラストワンマイルではないですけども、我々の注意喚起を最後に届けていただいているということで、先進的な取組、本当にありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、あと、会議のほうは10分少々ございますので、意見交換のほうに移りたいと

思っています。

時間の限りはございますけれども、これまでの御報告ですとか、参加団体様の取組について御質問等、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。御発言のほうは、恐縮でございますが、手短にお願いできればと思います。

もし、御意見等ございましたら、チャットでやっていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

まだ入ってきていないようでございますので、先に申合せ事項のほうの確認をやってみたいと思います。

初めてのオンライン会議で、なかなかうまくいかないところもありますが、本会議では毎年連絡協議会として申合せをさせていただいてございます。

本年の案につきましても、これまでを踏襲したものになってございます。事前に皆様には配付をさせていただいたかと思えます。

大きくは、1番の発信から2番の連携、3番の参画、そして検証と続いてございます。

こちらにつきまして、それでは、皆さんから、もし、御意見等ございましたら、チャットでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

今、発言のお二方、では、全国消費者団体連絡会、大出さんでしょうか。

よろしく願いいたします。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会政策スタッフ

大出です。今の申合せの件ではなくて、その前の件なのですけれども、よろしいでしょうか。

○消費者庁地方協力課長

結構でございます。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会政策スタッフ

厚労省の取組、地域共生社会のところ、すごく大事なところで、とても良いなというか、すごく大事なことだなと思いました。この内容は、地域協議会もこの中に関係してくると思いますが、厚労省と消費者庁と連携して、一緒に、この中でできるというと思うのですけれども、何か関わって、一緒にやっていくということはあるのでしょうか。

もう一つは、厚労省のほうも市町村が中心になっているというところで、県のフォローも、もちろん大事なのですが、市町村の力というのがすごく大事だなと、協議会もそうですけれども、思いました。

一番最初に長官が、多分、キャラバン隊のお話をされたと思うのですが、今年、コロナの中でできなかったけれども、今後、自治体のほうに訪問していくという話があったのですが、そちらは、県ではなく市町村のほうにも訪問する計画になっているのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思いました。

以上です。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。まず、消費者庁から、厚生労働省さんとの連携、個人的に申し上げますと、私、この8月に着任したところなのですけれども、今後、逆に厚労省さんの会議に参加して、我々も話をしたいとか、連携を強化していきたいと思っております。

もう一点、キャラバンの話が出ましたけれども、都道府県だけではなくて、市町村も、ぜひ回りたいと思います。まだ、具体的に決まっているわけではないのですが、その思いでいるということでございます。

もし、厚生労働省さんからあればどうぞ。

○厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室課長補佐

すみません、声だけで失礼します。厚生労働省の石井です。

消費者庁さんと、今後一緒にやっていくということは、もちろん望ましいことであり、ぜひ進めるべきと思っています。

また、消費者庁さんに限らず、他省庁とリンクした取組の展開が必要と考えております。走りながら考えていく部分もありますが、省庁間で取組を相乗りできる部分や、共同したPRなども有効と思います。また、御発言いただいたように、市町村の動きがとても大切になる事業です。

個人的な発言となりますが、地方公共団体の職員は異動も多いですし、外部から支えるといったスタンスも、現場では有効だと考えています。支援ネットワークが市町村を周りから支えつつ、都道府県による後方支援を展開しながら、人材育成や近隣市町村での協力体制といった結節点を持っていくということも重要になると考えていますので、それぞれの立場から御協力いただければと思っています。ありがとうございます。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会政策スタッフ

ありがとうございました。そういうところに消費者団体も協力できることがあれば、やっていきたいなと思いました。ありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。それでは、もう一方、全国地域婦人団体連絡協議会の夏目さんでしょうか、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、この申合せの案につきまして、1つ要望を出させていただきたいと思います。

今日の、この会議でもって、様々な資料が出され、とても大切なことだと思いますけれども、それは、ある意味では平時、つまり、ある意味、安定した社会状況の中で進めていくべきと理解しておりまして、私どもが取り巻く環境が、新型コロナウイルスという新たな脅威で脅かされていて、約1年近く経つわけでございますけれども、その中で、見守りネットワークを続けていくときに、例えば、気づき、声かけ、つなぐ、それから、コープ

さんの活動の中にもありましたけれども、集まらない、会えない、そういうふうに、非常にふだんの活動ができない、できにくいという状況の中で、それを乗り越えていくための知恵や工夫や情報共有というのが、今日の会議に出されるとよかったかなと思います。

コープさんの資料、そして、皆さまから出されたアンケートの集約表の中にも、このコロナウィルス禍の状況の中で、どのように見守りネットワークの活動を進めていくべきか、また、こういう工夫をしているという記載もございましたので、皆様に、ぜひ、ここを情報共有していただきたいと思って、この申合せ（案）でございますけれども、今、非常に私どもの平時の生活から新しい生活様式、ニューノーマルと、こういう社会状況の中で、見守りネットワークの活動をどのように続けていくべきかという対応策とか、そういうものについて、一切触れられていないというのは、少し残念な気がしまして、なかなかこの文案はよく考えていただいておりますので、変更するのは難しいかもしれませんが、私としては、そういった、新しい生活様式の下で、被害を未然防止していくための情報共有なり、知恵、工夫が必要であるということを、ぜひ盛り込んでいただきたかったという意見と要望でございます。

ありがとうございます。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございました。

今、御提案をいただいたところでございますけれども、例えばでございますが、この会議は、議事録が残りますので、もし差し支えなければ、今、おっしゃられたような新型コロナ、あるいは新しい日常で見守りを乗り越えていく知恵や、工夫を情報共有しましょうと、口頭の申合せになりますけれども、議事録に残すということで、夏目さん、いかがでございますでしょうか。

○全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

ありがとうございます。本当に対応いただきましたこと、感謝申し上げます。ぜひ、この構成員の皆様で、見守りネットワークが、さらなる活動を進めていくことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。それでは、あと、お二方いただいておりますので、時間が迫ってまいりましたが、そのお二方、御発言をと思います。

まず、認知症の人と家族の会、長谷川様になりましょうか。よろしく願いいたします。

○公益社団法人認知症の人と家族の会東京支部事務局長

長谷川です。本日は、ありがとうございます。提案というよりも、今日の御発言の中で、取手市の取組を、大変いいことだなと思って拝見しました。

ひとりの人は、いろいろなところで生きているわけで、成年後見だけでいいものでもない、消費者庁の関係でいいものでもない、その1つのところが、中核機関のメンバーだけを見ても、消費者の協議会のほうを見ても、結構同じ方がダブっているのですね。

ですから、やはり、取手市のように、1つの大きな塊としてのひとりの人を見るという取組は大変いいことだと思いますので、ぜひ、この取組を全国市町村に参考事例ということでしょうか、広めていただいて、ひとりの人をいろんな面で見るという取組をぜひ進めたいと思います。以上です。

○消費者庁地方協力課長

取手市さんの取組につきましては、我々のホームページでも、今後、紹介していきたいと思っております。長谷川様、どうもありがとうございました。

○公益社団法人認知症の人と家族の会東京支部事務局長

ありがとうございました。

○消費者庁地方協力課長

それでは、最後にもう一方、主婦連合会の柿本様になりましょうか。

よろしく願いいたします。

○主婦連合会副会長

では、よろしく願います。

ご説明・ご報告をいただきまして、ありがとうございました。

各省庁から日々発信される情報が、なかなか一つのものにまとまっていなかったのですが、協議会に初めて参加させていただきまして、よく分かりました。

見守りネットワークの設置目標として、都道府県内の人口カバー率50%以上と定めたということですので、今後とも、具体的な施策を次々と打って、関係団体・機関と連携を密に図り、毛細血管を張り巡らせるように、ネットワークが広がっていくことを願っております。以上でございます。

○消費者庁地方協力課長

ありがとうございます。我々もいろいろ事例を皆様からいただいて、紹介したりして、各省さんと連携しながら、しっかり進めてまいりたいと思いますので、引き続き、御協力のほど、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

あと、最後、資料だけ御紹介をさせていただきますが、国民生活センターのほうで、見守り新鮮情報、今日の生協連さんの発表にも、ちらっと出てきたかもしれませんが、定期的に出しておりますので、ぜひ、皆様、御活用をいただければと思います。皆様のお手元には、イラストの入った資料が、入っているかと思います。ぜひ、御活用いただければ幸いです。

それでは、ほかに御意見はないようでございますので、ちょうど時間となりました。

本年は、残念ながらオンラインの会議ということになりましたけれども、引き続き、皆様方には御協力をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、閉会としたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。